

規則第 8 条第 1 号ただし書きにより、標ぐいその他これに類するものの設置は要しない場合は、例示のように、許可書又は更新書の「5 その他」欄に記載することで明示します。

(様式 1 - 〇) (条例第〇条関係) (第 1 号〇〇〇〇〇)

〇〇建第 〇〇号  
平成〇年〇月〇日

(申請者住所・氏名)

〇 〇 〇 〇 様

例 示

愛知県知事 〇〇 〇〇

砂防指定地内行為について (許可又は更新)

平成〇年〇月〇日付けの申請については、砂防指定地内における行為の規制に関する条例 (平成 1 5 年愛知県条例第 4 号) 第〇条 1 項の規定によって、下記のとおり許可又は更新します。

記

1 行為場所

2 砂防指定地内行為面積 (全体行為面積)

( )

3 有効期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

4 条件

5 その他

砂防指定地内における行為の規制等に関する規則第 8 条第 1 項ただし書きにより、標ぐいその他これに類するものの設置は要しません。

6 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分について不服がある場合は、(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、愛知県を被告として (訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- (3) (1)の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当 〇建設事務所 〇課  
〇グループ

電話 〇〇